
技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

記

1 現状

- (1) 技能労務職員等の現状
- (2) 職種別年齢別職員厚生及び平均給与月額
- (3) その他給与に関する事項

2 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

3 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた具体的な取組内容

4 その他

涌 谷 町

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について

1. 技能労務職員等の現状

(1) 民間類似職種等との比較

区 分	浦 谷 町					国 (行 政 職 俸 給 表 (二))				民 間				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	賃金構造基本統計調査(宮城県)			平成19年 職種別民間給与 実態調査(県内) (宮城県人事委員会)	平成19年 職種別民間給与 実態調査(全国) (人事院)
										民間類似職種	平均年齢	平均給与月額	平均給与月額	平均給与月額
全 体	45.8歳	17人	265,747円	297,706円	283,430円	48.8歳	5,193人	287,094円	320,514円					
うち清掃職員	歳	人	円	円	円					廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円		
うち学校給食員	歳	人	円	円	円					調理士	41.8歳	240,500円		
うち守衛	歳	人	円	円	円					守衛	56.4歳	216,300円	324,209円	364,170円
うち用務員	48.2歳	13人	275,592円	301,846円	293,990円					用務員	53.9歳	227,200円	287,307円	301,590円
うち自動車運転手	37.9歳	4人	233,750円	284,375円	249,133円					自家用兼用自動車運転者	50.4歳	166,800円	300,844円	342,883円
うち電話交換手	歳	人	円	円	円									331,590円
	歳	人	円	円	円									
	歳	人	円	円	円									

[項目説明]

- 個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク(*)と表記しております。
- 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における、各職種ごとの職員の基本給の平均のことです。
- 「浦谷町」の欄のうち、「平均給与月額」とは、平成19年4月1日現在における、基本給と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 浦谷町、国及び民間における平均給与月額に計上されている諸手当は、調査により異なる場合があり、その内訳は下表のとおりです。
- 市町村、国及び民間をなるべく共通の基準で比較できるようにするため、「浦谷町」の欄では平均給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特勤手当、初任給調整手当を加えた数値(特殊勤務手当及び時間外勤務手当は除く)を「平均給与月額(国ベース)」とし、また、民間の欄のうち「平成19年職種別民間給与実態調査」における平均給与月額は時間外手当を除いた数値としています。
- 用務員には、学校事務員及び保育所勤務の調理員が含まれている。

平均給与月額に計上されている諸手当

浦谷町「平均給与月額」	浦谷町「平均給与月額(国ベース)」	国(行政職俸給表(二))「平均給与月額」	賃金構造基本統計調査における平均給与月額	平成19年職種別民間給与実態調査における平均給与月額
扶養手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 等 期末・勤労手当、退職手当、寒冷地手当 を除いたもの。	扶養手当 住居手当 寒冷地手当	扶養手当 地域手当 住居手当 俸給の特別調整額(管理職手当) 単身赴任手当 寒冷地手当 特勤手当 初任給調整手当	職務手当 精進手当 通勤手当 家族手当 超過労働給与額 等	職務手当 精進手当 通勤手当 家族手当 地域手当 住宅手当 役付手当 単身赴任手当 寒冷地手当 特殊作業手当 等

[注釈]

- 「国(行政職俸給表(二))」の欄は、人事院が行った国家公務員給与実態調査に基づき、国家公務員のうち行政職俸給表(二)が適用され、守衛、用務員、自動車運転手、電話交換手及びこれらに準ずる業務に従事する職員についての数値です。なお、地方公務員のように職種ごとの数値は公表されていません。
- 「国(行政職俸給表(二))」の欄のうち、「平均給与月額」には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれておりません。
- 「民間」の欄のうち、「賃金構造基本統計調査(宮城県)」は賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成16年～平成18年の6月支給分の3ヵ年平均)ですが、この中には短期間の臨時的な労働者(アルバイト、パートタイマー等)を含むなど、技能労務職員等と民間の類似職種等との比較にあたり、年齢、勤続年数、業務内容、雇用形態等の点で必ずしも一致しているものではありません。
- 「平成19年職種別民間給与実態調査(県内)」とは、宮城県人事委員会が行った調査(県内民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上のものから無作為に抽出し行った実地調査)の結果による、平成19年4月現在における民間給与の実態です。なお、この調査では臨時的な従業員は含まれておりません。
- 「平成19年職種別民間給与実態調査(全国)」とは、人事院が行った調査(全国民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上のものから無作為に抽出し行った実地調査)の結果による、平成19年4月現在における民間給与の実態です。なお、この調査では臨時的な従業員は含まれておりません。

(2) 職種別年齢別職員構成及び平均給与月額

区 分	20歳未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳以上	合 計
全 体	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
うち清掃職員	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
うち学校給食員	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
うち守衛	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
うち用務員	人	人	人	人	人	3人未満	3人	人	4人	3人未満	3人未満	人	13人
平均給与月額	円	円	円	円	円		285,261円	円	309,483円			円	301,846円
うち自動車運転手	人	人	人	3人未満	3人未満	3人未満	人	3人未満	人	人	人	人	4人
平均給与月額	円	円	円				円		円	円	円	円	284,375円
うち電話交換手	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク(*)と表記しております。

(3) その他給与に関する事項

技能労務職員等に適用する給料表について

適用給料表	給料表の構造
労務職給料表	国家公務員行政職俸給表(二)に準拠

技能労務職員等に支給される手当の状況

ア. 特殊勤務手当について(平成19年4月1日現在)

特殊勤務手当数		1	
手当の名称	支給対象職員	支給対象業務	左記職員に対する支給単価
環境衛生作業手当	従事職員	動物の死体処理に従事したとき支給されるもの	1回当たり300円

イ. 国の制度と異なる手当について(平成19年4月1日現在)

手当名	国の制度と異なる手当の内容
無	

技能労務職員等の昇格・昇給基準について

ア. 昇格基準について

本来人事評価に基づいての昇格・昇給とすべきところだが試行の段階であるため、評価に基づく昇格等には反映させていない。現段階では試行中の評価を参考に従来どおりの勤務年数や上司の評価に基づき昇格・昇給を決定している。

イ. 昇給基準について

昇給基準については、上記アに記載のとおりである。退職時昇給優遇、退職前昇給優遇等特別昇給及び枠外昇給の見直しを近年行った。現在55歳については昇給抑制を行っている。

2. 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

給与構造見直しの実施により平成18年度から給料水準を国に準じた平均1.2%に引き下げたが、今後の見直しについては、国や県の考え方に準じた方針で検討を考えている。

3. 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた具体的な取組内容

事業の方向性として現在行っている業務内容は用務員が学校施設設備の管理・営繕、自動車運転手については町長公用車、バスの運転業務等を行っているが、これらの業務を特定業務として存置する方向で考えているが今後の取組については特定業務として存置しようとする業務内容について縮小・廃止・民間委託ができるかどうかについて検討していく予定。

4. その他